

物品・製造等に係る競争入札（見積）参加資格審査申請要領

令和5年11月1日から令和7年10月31日までの間に、宇部市（水道局を含む。）が発注する物品・製造等の入札又は見積りに参加しようとする者が、資格審査を申請する場合の要領を示したものです。

申請者は、内容を熟知し、申請に当たって間違いのないように注意してください。

詳細な事項及び不明な点は、契約監理課に照会してください。

※ 「物品・製造等」とは、「物品の製造の請負及び買入れ等並びにその他の契約（工事請負及び工事に係る設計等の業務委託を除く。）」をいいます。

1 申請することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 営業又は業務に関して、許認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

2 申請受付期間

定期 令和5年9月1日から同月14日まで

追加 令和6年2月1日から同月14日まで

令和6年9月1日から同月14日まで

令和7年2月1日から同月14日まで

申請は、原則、宇部市ウェブサイトの登録フォームにより受け付けます。提出期限日までに送信されたものが有効です。

パソコン環境等により、登録フォームによる提出が困難な場合または添付ができなかったファイルについては、該当ファイルのみをメール又は郵送により受け付けます。メールの場合は提出期限日までの送信、郵送の場合は提出期限日までの消印のあるものが有効です。（メール送信時には、必ず開封確認の要求機能を使用してください。郵送に当たっては、配達証明扱いとしてください。宇部市から到達の受領証は発送しませんので、郵便局からの配達証明書を大切に保管してください。）

※ 登録フォームでの申請は、送信後の確認・修正ができませんので、必要に応じて送信前にデータを保存しておいてください。

【登録フォームの掲載場所】

宇部市ウェブサイト [〈http://www.city.ube.yamaguchi.jp/〉](http://www.city.ube.yamaguchi.jp/) →ウェブ番号 1006581 を入力し

表示をクリックしてください。添付書類の様式も掲載しています。



※ 提出期限日の翌日以降の申請は一切受け付けませんので、十分注意してください。

3 問合せ先

宇部市総務部契約監理課 〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8183 FAX 0836-22-6057

e-mail: nyuusatsu@city.ube.yamaguchi.jp

4 添付書類の提出部数（郵送の場合のみ）

1部

5 添付書類の記載方法等

申請者は、次の(1)から(13)までの添付書類のうち、各申請に必要な書類を登録フォームで提出しなければなりません。（5ページの添付書類一覧表（以下「一覧表」といいます。）を参考に提出してください。

申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事項を記載しなかった場合は入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定を受けた後で「1 申請することができない者」に該当することが判明した場合には認定を取り消すことがありますので、十分に注意してください。なお、資格の取り消しを受けた場合、その取消の日から2年を経過しない者については、資格認定を受けることができません。

※ 登録フォームで必要事項の入力を行った後、添付ファイルが必要な場合は、必ずPDFデータ化して添付してください。（スキャンする場合、文書等の記載内容が容易に判別できる解像度にしてください。）

※ 添付がない場合は、入札参加にできないことがありますので注意してください。

※ ファイルを添付する場合に、容量オーバー（10MB以上）等により添付ができないときは、その旨を記載したファイル（ワード等）を代わりに添付し、該当ファイルのみをメール又は郵送にて提出してください。また、添付ファイルの合計が100MBを超える場合は送信できない場合がありますので、超えた分のファイルのみをメール又は郵送にて提出してください。

※ 複数ファイルを添付する場合は、フォルダにまとめ、Zipファイルとして圧縮した上で送信してください。（パスワードは設定しないでください。）

(1) 委任状

- ・ 市外業者が、営業所長等に代理権を与える場合に添付してください。
- ・ 代理権を与えた営業所に、申請しようとする業種の営業に必要な許可及び登録がない場合は、委任することができません。
- ・ 代理権を与えた場合は、物品・製造等に係る宇部市との契約は、全て当該代理権者が締結することとなります。（金額、契約内容、業務等による委任先の変更はできません。）
- ・ 市内業者は、営業所長等に代理権を与えることはできません。

(2) 商業登記簿の謄本又は誓約書

- ア 法人 商業登記簿の謄本（申請日前3か月以内に証明されたもの。写し可）
- イ 個人 誓約書

(3) 資本関係・人的関係に関する調書

資本関係（親会社、子会社の有無）及び人的関係（役員等の兼任）について記入してください。なお、該当がない場合は添付する必要はありません。

(4) 使用印鑑届（カラーとする）

専用代表者印は実印と同じ場合も押印してください。（物体による印章を用いて印影が鮮明となるような押印。原寸大かつ照合に適する程度の解像度（600dpi程度）で様式をスキャンしPDFデータ化。）また、押印された印鑑は、入札、見積、契約、引渡し及び代金の請求・領収の専用印となります。代表者（受任者）であることが確認できる印鑑としてください。

(5) 印鑑証明書

申請日前3か月以内に証明されたもの（写し可）を添付してください。

(6) 納税証明書

ア 国税

個人にあつては、申告所得税並びに消費税及び地方消費税について、法人にあつては、法人税並びに消費費税及び地方消費税について、滞納がないことを証する納税証明書（申請日前3か月以内に証明されたもの。写し可）を添付してください。ただし、消費税及び地方消費税については、免税事業者であれば、当該納税証明書を添付する必要はありません。なお、税務署あての納税証明書の交付請求は、e-Tax（国税電子申告・納税システム（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>））によるオンライン請求が可能です。詳しくは税務署にお問い合わせください。

イ 市税（宇部市）

すべての税目に滞納がないことを証する納税証明書（申請日前3か月以内に証明されたもの。写し可）を添付してください。ただし、宇部市内に営業所等がなく、市税の納税義務がなければ、納税証明書を添付する必要はありません。なお、パソコン又は携帯電話から納税証明書の交付予約をすることができます。詳しくは宇部市ウェブサイトをご覧ください。

(7) 暴力団排除に関する誓約書

政令第167条の4第1項第3号及び宇部市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）に係る取組として提出を求めるものです。

(8) 財務諸表

- ア 法人 直前1年間の決算報告書の写し
- イ 個人 直前1年間の青色申告者は、青色申告決算書及び貸借対照表の写し

その他の者については、収支内訳書の写し

(9) 営業所又は業務に関する許可書等

- ・ 許認可等を必要とする業務を営む者は許可書等の写しを添付してください。
- ・ 業務に関し法令上必要な許可書等の写しを添付してください。

(例) 建築物清掃業登録証明書、警備業認定証、消防設備士免除等

(10) 市政課題取組調書

- ・ 申請日時点で政策課題に寄与する取組（別添「市政課題一覧」に掲載している取組）を行っている場合は、添付してください。また、当該政策課題に係る登録証の写し等、それを証明する資料がある場合は、添付してください。
- ・ 市外業者は添付する必要はありません。

(11) 印刷機械設備保有状況一覧表

物品等の「印刷製本」の営業種目を希望する者は、次の例に従って作成し添付してください。

(例) 印刷機械設備保有状況一覧表

商号又は名称					
	仕様	メーカー名等	取得年月日	所有	備考
平板印刷機	菊全判4色 刷両面	(株)○○○製 ×××	H20.10.5	自社	
入力編集機	全自動2色	△△△(株)製 ◎◎◎	H22.2.1	○○組合	
...	
上記の設備で制作が可能な印刷物の例			封筒、ポスター、チラシ		

(12) 業者カード

ア 申請している「希望する営業種目」に記入したものと一致させてください。

イ 「種目Ⅱ」欄中、特に「その他」を希望する場合は、取り扱う内容を具体的に記入してください。

ウ 「契約実績」欄中、「官公署等名」は、○○市○○課、○○市水道局○○課、○○県○○課など具体的に記入してください。

エ 物品等の場合は、希望順位ごとに1枚添付してください。第4希望まで作成できます。この場合、4枚添付することになります。

(13) 位置図（メール又は郵送による提出の場合のみ）

市内業者または市外業者で宇部市内に営業所がある場合は、所在地が確認できる地図を添付してください。宇部市内に営業所を有しない市外業者は添付する必要はありません。

6 添付書類一覧表

番号	様式名又は書類名	法人	個人	提出要領
1	競争入札（見積）参加資格審査申請書	△	△	登録フォームで申請できない方（必須）
2	入札（見積）参加資格審査申請総括表	△	△	登録フォームで申請できない方（必須）
3	委任状	△	—	5「添付書類記載方法等」(1)参照
4	商業登記簿の謄本	○	—	5「添付書類記載方法等」(2)参照
	誓約書	—	○	
5	資本関係・人的関係に関する調書	△	△	5「添付書類記載方法等」(3)参照
6	使用印鑑届	○	○	5「添付書類記載方法等」(4)参照
7	印鑑証明書	○	△	5「添付書類記載方法等」(5)参照
8	納税証明書（国税） ・滞納がないことを証する証明 ① 法人 その3の3 ② 個人 その3の2	△	△	5「添付書類記載方法等」(6)ア参照
9	納税証明書（市税 宇部市） ・滞納がないことを証する証明	△	△	5「添付書類記載方法等」(6)イ参照
10	暴力団排除に関する誓約書	○	○	5「添付書類記載方法等」(7)参照
11	財務諸表	○	○	5「添付書類記載方法等」(8)参照
12	営業又は業務に関する許可書等	△	△	5「添付書類記載方法等」(9)参照
13	市政策課題取組調書 （取組を行っている市内業者のみ）	△	△	5「添付書類記載方法等」(10)参照
14	印刷機械設備保有状況一覧表 （「印刷製本」を希望する方のみ）	△	△	5「添付書類記載方法等」(11)参照
15	業者カード	○	○	5「添付書類記載方法等」(12)参照
16	位置図	△	△	5「添付書類記載方法等」(13)参照

○：必須 △：該当者のみ

7 資格審査結果の通知

(1) 通知

申請書類の内容審査後、「競争入札（見積）参加資格審査結果通知書」を申請者（委任のある場合は、委任先）に電子メールにより通知します。（登録フォームにおいて、通知先を指定している場合を除きます。）また、資格審査結果通知書の送付後に、認定された業者の一覧を宇部市ウェブサイトにおいて掲載しますので、確認をお願いします。

(2) 有効期間

当該資格が認定された日から、令和7年10月31日までとします。ただし、次回の定期審査に基づく資格が認定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとします。

8 留意事項

(1) 条件付一般競争入札

予定価格が1千万円以上の物品購入については、原則として条件付一般競争入札を実施します。

(2) 指名競争入札

ア 物品等の場合は、希望順位が第1希望（種目Ⅰ）の業者群から選考の上指名し、業者が不足する等、適当でないと思われる場合に、第2希望、第3希望、第4希望の順に業者群を加えて指名します。

イ 業務委託等の場合は、種目Ⅱの業者群から選考の上指名します。

ウ 市の政策課題に寄与する取組を行っている者は、案件により参加機会の拡大を図ります。

資格の有効期間中に新たに取組を行われた者については、5(10)により随時申請してください。

エ 市長が特に必要と認めた場合は、種目の区分に関係なく指名することができるものとします。

オ 申請が受け付けられても、必ずしも入札に指名されとは限りません。

(3) 随意契約

ア 公開見積

次の要領で、仕様書を公開した見積りに参加できます。ただし、申請書に記載した種目についてのみ、見積参加が可能です。なお、見積参加者は、原則市内業者に限るなど特例があります。

(ア) 公開見積の対象種目

「営業種目一覧表 1 物品等」（8、9ページ）の「公開」欄に○印の付してあるもので、以下のものを対象とします。

- ・ 物品の買入れ・・・発注予定金額が80万円以下
- ・ 製造の請負・・・発注予定金額が130万円以下

(イ) 公開場所及び見積書提出先

宇部市総務部契約監理課

(ウ) 公開見積期間

原則毎週月曜日から木曜日正午まで

イ 見積依頼

緊急を要する場合及び公開見積の対象種目以外は、発注課又は契約監理課が直接連絡して見積書の提出を依頼することがあります。依頼を受けた場合は、指示に従い見積書を提出してください。

- (4) 資格の有効期間中に申請事項に変更が生じたときは、競争入札（見積）参加資格審査事項等変更届（宇部市ウェブサイトからダウンロード可）を、変更事項等を証する書類を添えて契約監理課に速やかに提出してください。
- (5) 入札（見積）参加資格の有効期間中に営業又は業務に関する許認可の更新をしたときは、その許可書等の写しを提出してください。
- (6) 市内業者（宇部市内に本社・本店を有する業者）、市外業者（市内業者以外の業者）、法人・個人により提出書類が違いますので注意してください。
- (7) メールアドレスは、今後通知文等書類の送信先として使用するため、スマートフォンのアドレスは記入しないでください。
- (8) 誤記載や誤入力などにより、送信後に変更が生じた場合は、メール又は郵送にて変更内容をお知らせください。

営業種目一覧表

1 物品等

種目 I		種目 II		具体的事例	公開
記号	名称	番号	名称		
A	事務用品・家具	1	文具	文房具、事務用品	○
		2	事務機器	複写機、丁合機、シュレッダー	○
		3	コンピュータ機器	パソコン、プリンタ、LAN用品、ソフト類	○
		4	家具	机、椅子、保管庫、ロッカー、カウンター、黒板	○
		5	印章	ゴム印、木印、データ印	
		6	紙	連続用紙、感光紙、ダンボール	○
		7	その他		○
B	印刷製本	1	一般印刷	オフセット印刷、フォーム印刷、活版印刷	○
		2	軽印刷・製本	タイプ、電子複写	○
		3	地図・写真	DPE	
		4	その他		○
C	文化体育用品	1	教育用機器	学校教材、実習器具、遊具	
		2	書籍・雑誌	図書、刊行物	
		3	音楽用品	楽器、楽譜、CD	
		4	スポーツ用品	運動用具、運動器具	
		5	その他		
D	日用品	1	金物・荒物	なべ、やかん、バケツ、ほうき	
		2	衛生用品	マスク、消毒液、生理用品	
		3	雑品	ビニール袋、トイレトペーパー、洗剤	
		4	その他	塗料	
E	衣料・繊維	1	衣料品	制服、作業服、白衣、帽子、雨衣、手袋	○
		2	靴、かばん		○
		3	寝具	布団、シーツ	
		4	装飾	じゅうたん、カーテン、ブラインド、暗幕	
		5	帆布	テント、シート	
		6	その他	タオル	○
F	医療・薬品	1	医薬品	医家向医薬品、家庭薬、衛生材料	
		2	工業薬品	硫酸、苛性ソーダ、消石灰	
		3	農業薬品	殺虫剤、農薬	
		4	医療機器	診察用・手術用機器、補聴器、介護用品、AED	
		5	その他	プール用薬剤	
G	広告・美術	1	広告・看板	表示板、標識、横断幕、腕章、旗類	
		2	贈答品・記念品	カップ、トロフィー、楯、陶磁器、ガラス器	
		3	デザイン	看板・印刷物のデザイン	
		4	美術工芸品	掛軸、絵画	
		5	その他		
H	電気機械・精密機器	1	家庭用電気機器	照明器具、冷暖房機（ガス・石油用を含む。）	
		2	通信用機器	無線、電話交換機、携帯電話、GPS	
		3	視聴覚機器	DVDソフト、電子黒板	
		4	カメラ・写真材料	カメラ、フィルム、映写機、引伸機	
		5	光学・理化学機器	顕微鏡、望遠鏡、実験装置、分析装置	
		6	公害関係機器	観測機器、測定機器、試験・実験機器	
		7	計測機器	電気計測器、はかり、水道メータ	
		8	時計		
		9	舞台用設備機器	舞台用照明機器、舞台用音響機器	
		10	その他	選挙用紙交付機、発電機、防犯カメラ	

種目 I		種目 II		具体的事例	公開
記号	名称	番号	名称		
I	産業・工作機器	1	一般工作機器	旋盤、研削機、電動工具	
		2	建設機器	ブルドーザー、クレーン	
		3	農林水産機器	トラクター、チェーンソー	
		4	厨房・衛生機器	給食室調理台・食器、流し台、生ごみ処理機、ノータッチディスプレイ	
		5	その他		
J	輸送機器	1	自動車	乗用自動車、軽自動車、貨物自動車	
		2	自動車部品	タイヤ、バッテリー、ジャッキ	
		3	自転車・バイク	原動機付自転車、電動自転車	
		4	特殊車両	塵芥収集自動車	
		5	船舶・船舶用品	モーターボート、ヨット	
		6	その他		
K	燃料類	1	石油	ガソリン、重油、軽油、灯油、混合油	
		2	気体燃料	プロパンガス	
		3	その他	石炭、木炭、薪	
L	農林水産物	1	園芸用品	種苗、肥料、鉢、芝刈機	
		2	食品	茶、給食材料、弁当	
		3	その他	ビニールハウス	
M	消防・保安具	1	消防ポンプ	消防ポンプ、消防ホース	
		2	保安用品	ヘルメット	
		3	消防装備	救急資機材、消防用資機材	
		4	警報装置	火災報知機	
		5	消火器・消火栓	消火器、消火薬剤	
		6	避難用具	避難はしご	
		7	消防用車両	消防自動車、救急自動車	
		8	災害対応品	非常食、トイレ処理キット、段ボール簡易ベッド	
		9	その他		
N	材料類	1	セメント・二次製品	セメント、コンクリート、コンクリートブロック	
		2	木材	木材、竹材、合板、丸太	
		3	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材	
		4	土石・二次製品	砂、砂利、碎石、真砂土、れんが	
		5	アスファルト	アスファルト合材、アスファルト乳剤	
		6	凍結防止剤	塩化カルシウム	
		7	諸材料	タイル、畳、ガラス	
		8	その他		
O	リース・レンタル	1	コンピュータ機器	パソコン、プリンタ、システム	
		2	事務機器・機械器具	電話機、ファクシミリ	
		3	車両	バス、乗用車、特殊車両	
		4	仮設建物	仮設ハウス、仮設トイレ、テント	
		5	複写機	保守及び消耗品の供給を含むものに限る。	
		6	医療機器	AED	
		7	その他	家具、寝具	
P	電力供給	1	電力供給	一般電気事業者又は特定規模電気事業者に限る。	
Q	不用物品売払	1	自動車	乗用車	
		2	特殊車両	塵芥収集自動車、消防用車両	
		3	古紙	新聞、ダンボール、雑誌類	
		4	金属くず		
		5	その他		
R	その他	1	その他	保険	

2 業務委託等

種目 I		種目 II		具体的事例
記号	名称	番号	名称	
A	清掃	1	建築物の清掃	
		2	屋外トイレの清掃	
		3	貯水槽の清掃	
		4	管渠清掃	
		5	路面清掃	
		6	その他	
B	警備	1	常駐警備	パトロール、監視、夜間巡視、イベント警備
		2	機械警備	
		3	その他	
C	廃棄物処理	1	一般廃棄物(収集・運搬)	ごみ、し尿
		2	一般廃棄物(処分)	
		3	産業廃棄物(収集・運搬)	
		4	産業廃棄物(処分)	
		5	特別管理廃棄物の処理(収集・運搬)	
		6	特別管理廃棄物の処理(処分)	
		7	その他	
D	検査分析	1	環境測定	水質・大気・騒音等検査、測定
		2	ごみ分析	
		3	検体検査	保菌・ギョウ虫検査
		4	その他	
E	建築物等の保守管理	1	駐車場等の管理	
		2	空調設備の管理	
		3	電気設備の管理	受電設備等の保守点検
		4	自家用電気工作物保安	自家用電気工作物の保守点検
		5	浄化槽の管理	
		6	下水処理施設等の運転管理	
		7	消防設備点検	消火設備・火災報知設備等の保守点検
		8	道路等の除草・樹木伐採	道路の草刈り
		9	樹木のせん定	
		10	樹木の殺虫消毒	
		11	樹木の伐開・除根	
		12	公園・墓地の維持管理	公園・墓地の巡回、ごみ収集
		13	火葬炉保守点検	
		14	噴水保守点検	
		15	その他	
F	情報処理	1	システムの設計・開発	
		2	システム・コンピュータの保守・管理	
		3	データ処理	データ入力、データ変換、データベース作成
		4	ウェブサイト作成	
		5	その他	

種目 I		種目 II		具体的事例
記号	名称	番号	名称	
G	その他	1	医事業務	医療業務、健康診断、レセプト点検
		2	ストレスチェック	
		3	会議録等の作成	
		4	調査・研究	市場・経済・世論調査
		5	車両点検・修理	
		6	選挙ポスター掲示場設置管理	
		7	不動産鑑定	不動産鑑定評価、地価公示
		8	広告・広報	広告代理
		9	催事・展示	イベントの企画・運営、会場設営・展示、動画の撮影
		10	人材派遣サービス	
		11	給食調理	
		12	運送・配送	引越
		13	総合運営管理	受付、電話交換、コールセンター
		14	計画策定	
		15	漏水調査	
		16	その他	墓石撤去、水道メーター関連業務

市政策課題一覧

No	取組	制度の目的等	登録要件	添付書類等	関係課等名
1	消防団協力事業所	地域の消防防災力の充実強化等、一層の推進を図る。	消防団協力事業所の認定を受けていること。	表示証の写し	防災危機管理課
2	女性活躍推進企業	男女共同参画の推進に向け、女性が意欲をもって活躍することのできる社会を目指す。	女性活躍推進企業の認定を受けていること。	認証書の写し	人権・男女共同参画推進課
3	エコ通勤優良事業所	エコ通勤に関する取組を推進している事業所を認証し、エコ通勤の普及促進を図る。	エコ通勤優良事業所の認定を受けていること。	登録証の写し	環境政策課
4	I S O 1 4 0 0 1	企業の活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的とする。	I S O 1 4 0 0 1 の認定及び登録を受けていること。	認定証の写し	環境政策課
5	エコアクション21	持続可能な社会を構築するため、全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的とする。	エコアクション21の認定及び登録を受けていること。	認定証の写し	環境政策課
6	ごみ減量等優良事業所	ごみ減量化に積極的に取り組んでいる事業所等を認定し、一般廃棄物の資源化や減量化を促進する。	ごみ減量等優良事業所の認定を受けていること。	認定通知書の写し	廃棄物対策課
7	保護観察者等協力雇用主	犯罪や非行に陥った者を積極的に雇用し、その更生を支援する。	保護観察所に協力雇用主の登録をしていること。	なし	地域福祉課
8	献血サポーター	医療に必要な血液を安定的に確保するために、企業、団体等の献血への積極的な協力を図る。	献血サポーターへの参加をしていること。	献血サポーター参加申込受領完了メールの写し 等	地域福祉課
9	見守り愛ネット	高齢者の孤独死や認知証の徘徊を防ぎ、安全・安心して生活することができる地域社会づくりを推進する。	見守り愛ネットの協力事業者であること。	協力者証の写し	高齢者総合支援課
10	バリアフリー施設の登録	市内施設等のバリアフリー化の取組の促進を図る。	宇部市登録バリアフリー施設の認定を受けていること。	登録申請書の写し	障害福祉課
11	赤ちゃんの駅	子育て家庭の外出を支援するとともに、社会全体で子育てを支援する意識を醸成する。	赤ちゃんの駅の登録を受けていること。	ステッカー等の写し	こども政策課
12	法人の農業参入	法人の農業参入を促進し、耕作放棄地の解消や農業の担い手の育成を図る。	宇部市内に農地を所有又は借受けし農業経営を行っている法人であること。	農用地利用集積事業利用権設定申出書の写し	農林振興課
13	美化ピカロード宇部	企業等が市道の里親となり、清掃、緑化等のボランティア活動を行うことにより、地域美化に対する意識の高揚を図る。	市道の里親の認定を受けていること。	認定書の写し	道路整備課
14	うべかわサポート事業	ボランティアにより、市が管理する準用河川及び指定水路の清掃、草刈り、浚渫等の河川愛護作業を行うことで、河川の環境美化を図る。	うべかわサポート事業団体の承認を受けていること。	うべかわサポート事業団体承認決定通知書の写し	土木河川課

市政策課題一覧

No	取組	制度の目的等	登録要件	添付書類等	関係課等名
15	花壇コンクール	1年を通じて花にあふれたまちづくりを推進し、快適な環境づくりと景観の美化を図る。	花壇コンクールに参加する団体であること。	花壇コンクール登録申請書の写し	公園緑地課
16	図書館雑誌スポンサー	企業等がスポンサーとなり、雑誌の最新号を提供し、図書館の雑誌の充実を図る。	図書館雑誌スポンサーになっていること。	雑誌スポンサー認定通知書の写し	図書館
17	基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）	女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施することにより、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現する。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく申請を行い、認定を受けている者。	認定通知書の写し	人権・男女共同参画推進課
18	eLTAXでの給与支払報告	eLTAXによる給与支払報告書の提出を促進し、課税事務の効率化・ペーパーレス化を図る。	給与支払報告書をeLTAXで提出している者。	給与支払報告書（総括表）又は受付完了通知の写し	市民税課
19	障害者雇用	障害のある人の自立と社会参加を促進するために、障害のある人の企業での就労を促進する。	法定雇用対象外の企業において、1人以上の障害のある人を雇用していること。	障害者を雇用していることが分かる任意の文書	障害福祉課
20	マイナンバーカード交付促進事業所	マイナンバーカードの交付促進の取組を積極的に協力する事業所を認定し、同カードを活用した行政事務の効率化及び市民の利便性の向上を推進する。	宇部市マイナンバーカード交付促進協力事業所の認定を受けていること。	認定書の写し	マイナンバーカード推進課
21	健康経営の推進	「健康経営」に取り組む企業が社会的に認識され評価されることで、その取組の継続や取組企業の拡大につなげ、働く世代の方々の健康増進の一層の促進を図る。	次のいずれかの認定を受けていること。 ・やまぐち健康経営企業認定制度 ・宇部市健康づくりパートナー（事業所部門）	認定証の写し	健康増進課
22	プラスチックスマート	プラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などに取り組み、持続可能な社会の実現を目指す。	・プラスチックスマートキャンペーン取組事例に応募していること ・プラスチックスマートフォーラムに入会していること	応募・入会申込書の写し	環境政策課
23	地域活動応援事業者	宇部市の働く世代の方が、事業者の協力で地域活動に参加しやすくする仕組みを構築・展開することで、自主的・主体的で、持続可能な地域運営を支援する。	地域活動応援事業者の認証を受けていること。	認証通知書の写し	市民活動課
24	宇部市SDGs未来共創企業	宇部市SDGs未来都市計画に掲げた「2030年にあるべき姿」を実現するため、SDGsに積極的に取り組む企業を「宇部市SDGs未来共創企業」として登録することにより、多くの市内企業等がSDGsの視点を企業活動に積極的に取り入れ、「持続可能なまちづくり」の推進を目指す。	宇部市SDGs未来共創企業の認定を受けていること。	認定証の写し	連携共創推進課